

# 香美市教育委員会定例会会議録

(令和6年11月27日)

招集年月日 令和6年11月20日(水)  
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室  
会議の日時 令和6年11月27日(水) 午前9時  
出席者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由  
欠席者 な し

## 説明のための会議出席者

教育次長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
生涯学習振興課長	小松 幸春
教育振興課対策監	田村 香江
図書館長	松岡 可奈
教育振興課学校教育班長	前田 薫
教育振興課総務班長	大峯 啓之
教育振興課学校教育班	山中 さや
生涯学習振興課スポーツ班長	影山 達也
生涯学習振興課文化班	長崎 凜
少年育成センター副所長	川村 周作
学校給食センター副所長	北川 ゆかり

## 職務のための会議出席者

### 会議録署名委員

西委員

(開会時刻 午前9時02分)

教育長職務代理人	<p>定刻になりましたので、11月香美市教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日の署名委員は、西委員になります。よろしくお願いいたします。</p> <p>10月の議事録について、訂正等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">「ありません」という声あり</p>
教育長職務代理人	<p>分かりました。私の報告は、議事が終わってからお話をしたいと思います。それでは、議案第1号から進めていきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「香美市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」</p>
事務局	(議案説明)
教育長職務代理人	ありがとうございます。今の提案につきまして、何かありませんか。
浜田委員	<p>身体障害者補助犬法の規定による、犬等の「等」とは何ですかと。法律では、下に書いているように盲導犬、介助犬、聴導犬、この3つしか規定されてない。犬しかないの、「等」は本来、少しおかしいかなと思ったのが1点。</p> <p>もう1点、法律でこの3種の犬については、明示をしなければならない。ちゃんとこれは介助犬ですよと、明示をして公共施設へ連れて行かないと、認められないような規定になってるんです。ただ犬を連れて来て、介助犬だと言われても、普通の犬かもしれないから、他の来られている方々にご迷惑になる場合がある、ということでちょっと心配した、その2つです。</p>
事務局	「等」を除けます。何か次の動物が出てきたら、法律が変わると思うので、その時に変えるようにします。
教育長職務代理人	身体障害者補助犬法の規定に基づけば、「等」は要らんとしますね。他にありませんか。
小松委員	他県他市の図書館でも、このような明示を、規則とか条例の中に謳ってるものなのでしょうか。
事務局	明示しているところ、していないところ確かにありますね。どちらにしろ、上位の法律で決まってることなので、あえて言わなくてもいいかと思うんですけど、元々、規則で動物の類を携行することはできない、という謳いをしてしまってい

	たので、誤解を与えないような標記をすべきじゃないか、ということで入れるようにしました。
小松委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長職務代理者	私から、一つだけお願いします。変更する場合は、新旧対照表をお願いしたいと思います。 では、ご提案どおり「等」を取るということで、承認してよろしいでしょうか。
	「はい」という声あり
教育長職務代理者	ありがとうございました。承認いたします。 それでは、議案第2号に移りたいと思います。
	議案第2号「香美市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	新旧対照表をご覧になっていただくと分かりやすいですから、それでご検討いただきたいと思います。
浜田委員	多少ありますので、質問と確認をさせていただきたいと思います。 一つは、1ページ目の最後の文章、「第6条第1項中第4号を第5号とし」ここは「第6条第1項中、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ」でよろしいんじゃないですかね。結果的に全てが繰り下がるんですよね？ 第2号を入れる為に最後の文章があるわけですよね、これ。
教育次長	市の公文書作成規程で、既存の号の中に1号入れるという場合については、こういう書き方をしなさいというひな形がございまして、それに基づいた形になっています。
事務局	挿入が2つとか、幾つか以上になると、1号繰り下げがオーケーなんですけど、幾つか未満の時は、何号を何号に、何号を何号にと、全部を列記しなければいけないというルールがあるそうで、法制の指示を受けた表記としました。

浜田委員	分かりました。
教育長職務代理者	やり方がそれぞれ違いますので、市町村によって違うだろうし、県なんかでも随分違うし、結構あるんですよ。
浜田委員	そのほうが見やすいかなと、何で第4号を此処へ持ってきたかと。
事務局	後ろから順番に動かしていく、という書き方をしないと、番号が重複するんでしょうね。
浜田委員	それから、次のページに行って、「第6号第5項を次のように改め」というのがあって、児童手当法第21条第1項というのは、これは相殺ですよ。児童手当と給食費を相殺言うたらおかしいけど、そこから差し引くことができますよと。
事務局	天引きと言うか、そうですね。
浜田委員	天引きみたいなものですよ。そういう文章なんですけども、その後の2行目の「納付期限を過ぎて未納となっているものを徴収対象とする」と、これは確認なんです。説明があったように、児童手当は3回か4回やったですね。それが偶数月に支払われるようになったので、そういうことが起こったんですか。
事務局	以前は、何月分の児童手当からは何月、何月、何月分を引きますっていう書き方をしてたんですが、実際天引きをしている担当の係に確認すると、それ以前の未納分も先方の承諾を取って、未納分を順番に回収をしていたんだそうです。給食費の納期内納付が難しいご家庭が、児童手当からの天引きを希望する場合が多くて、未納額も発生してるんですね。天引きの対象月を限定してしまうと、それ以外の未納分の回収ができなくなる、ということもあって、この書き方で、大体網羅できると言うか、二月分ずついただいていく形になります。
浜田委員	そうすると、この児童手当、私の読み方が悪いのかもしれないけど、児童手当の支払いの期日の前月分までの学校給食費のうち、納付期限を過ぎて未納となっているものを徴収対象とする、ということは、今まで差し引きしていた部分はどうなるんですかと、未納分を対象とするようになって。
事務局	今までは児童手当の支払月の近いところの学校給食費を2カ月分だったり4カ月分だったり引いてたんです。

浜田委員	その分はどうなるんですか。
事務局	その分も含まれます。この書き方で含まれます。 例えば、6月期月分の支払いは、6月期月の前の月ですから、5月の末までに納期が到来している4月分になるんです。
浜田委員	この場合、給付期限を過ぎてるんですかね。
事務局	納付期限を過ぎてます。6月の児童手当の場合は、4月分が納付期限を過ぎてます。8月になると、5月と6月分が納付期限を過ぎるので、それをいただきます。10月分は、9月末までに納付期限を過ぎるものが、7月、8月、9月なんです。8月分がゼロになることがほぼ確定なので、2月分なんです。ですから、最初の6月分だけが一カ月分だけを引くんですが、あとは全部二カ月分を順番に引いていけるようになります。
浜田委員	それは事務的なことやけど、従来のやり方とは、ちょっと文章が変わったのでどうかと思って。第10条との兼ね合いが、自分では理解できなかったんで…
事務局	今までこの兼ね合いで行くと、いいですか。
浜田委員	その辺が理解できん。それと、新旧対照表へ移らせていただいて、第6条の第1号中の学校給食費の徴収方法に、「第3号又は第4号に定める」とありますけど、「新」のほうに第4号が省略されているので、第4号が何か、関連性も分からなかった。
事務局	済みません。第3号が、児童生徒の月額を定める号で、第4号は、教職員が負担する学校給食費の月額を定める規則です。そこは改正が無かったので省略をしました。
浜田委員	もう一つ、第10条。納付期限を過ぎた分について、相手の確認なくできるのかなと思っただけです。児童手当法第21条というのは、本来、申し出があった場合に、これから受給する分から引いてもいいですよ、ということだったと思うんです。それが期限を過ぎた未払いの部分もいいのかな、相手からの申し出なく。これは確認です。
事務局	これは児童手当の話ですか、それとも過誤の充当の話ですか。

浜田委員	過誤の充当。
事務局	今、学校給食申込書をいただいているんですが、来年度は様式を改正して、そこに過誤の充当について、保護者の同意を求める文章を一文、加える予定をしております。厳密に言うと同意が無い場合、勝手に充当すると言うか、相殺することは法的には難しいと言われてますので、この段階では、慎重に取り扱うべき案件だとは理解しておりますが、この条項が無いことには、充当がうまくできていないので、これを第一歩として一文付けさせてもらいました。
教育長職務代理人	よろしいですか。 私のほうからですけど、時々やっぱり回議書が回ってきて督促状が回ってきます。あの作業はこれからもあるんですよね。
事務局	はい、収納班で…
教育長職務代理人	何千何百何円未納ですと。裁判所に訴えますよという。
事務局	その手続きは変わらないと思います。
教育長職務代理人	この規則改正で、その分が大分改善をされるという意味でしょうかね。
事務局	何処まで改善されるかなんですが、今未払いだけで残ってる方もいらっしやったり、向こうの方と連絡が取れないような状況で、同意がいただけない場合があったりします。入学時の申し込みの段階で一筆いただければ、自動的に返すこともできますし、充当することもできるようになるのではないかと。その為のまず一歩が此処、次が様式の変更という形で行こうかと思ってます。
教育長職務代理人	分かりました。他にございませんか。なかなか沢山大変な作業ですけど、ご苦労様でございます。 それでは、この規則につきましてご承認いただけますでしょうか。
	「はい」という声あり
教育長職務代理人	ありがとうございました。承認いたします。 続きまして、それでは議案第3号、ご提案をお願いします

	議案第3号「香美市体育施設条例及び香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	意見をいただく前に質問なのですが、これ条例を改正する？ 規則でなくて…
事務局	規則のほうも続けて…
教育長職務代理者	まず条例を改正する為には、教育委員会に意見を求めることが必要ですよ。その次に、此処に出てくるように条例の施行規則、これは教育委員会の規則ですから教育委員会の承認が必要、という二本立てになるんですが、どうでしょう。だから、B&G海洋センターを廃止する条例が要るんじゃないですかね。
事務局	廃止する条例が要る？ 条例から項目を消すだけじゃなくて、そもそも廃止する条例が必要と？
教育長職務代理者	そもそも廃止する条例が要るんじゃないか。それがあって、この規則を改正するということになるわけですから。法の手続きとして、いかなもんですかね。
浜田委員	財産の問題として、要は条例に載ってるから、それを除けたら財産も除くんやないかという考え方やけど、本来なら元の管理しゆう財産をどうするか、ということを決めて、それに基づいて条例を変更すると、そういうことですよ。だから管理責任者としての廃止を、何処でどういうふうに決めたんだということを問われるんじゃないか、と言われてると感じたんですけど、それは何処で決まったのか、そっちが先で、当然、条例はそれに基づいて削除されると。
教育長職務代理者	議会に提案する時には、教育委員会の意見を添えて出すわけですから、B&G海洋センターは廃止とする条例改正は適切である、という意見になり、それを議会に承認いただくと。その後に、この教育委員会規則も改正していく、というのが手順なんですよ。此処については、もっとものことやと思うんです。規則改正するわけだけど、その上に条例があるので、その改正が先じゃないか、という私の意見です。
教育次長	B&G海洋センターの設置の条例はこれ？

事務局	条例で検索をしてこれしか出てこなかったの、これを削除したらという思いがあったんですけど。
教育次長	設置運営に関する条例があって、そこにB&G海洋センターはこういうものですよという定めがあって、それを廃止する条例というのがあれば、宮地先生がおっしゃるとおりになると思います。ただ、今回の場合、大元の設置条例が無いということであれば、こういう形になるんじゃないかなと思います。
教育長職務代理者	設置条例の中に、B&G海洋センターは入ってない？
教育次長	B&G海洋センターを設置するという条例が無い。
事務局	そうですね、調べたところ引っ掛かりません。例規システムで検索ができるんですけども、それに引っ掛からない、引っ掛かったのがこれですので。
教育長職務代理者	そしたら、やっぱり元々の条例が不備だったということか。
教育振興課長	と言うか、体育施設条例の第2条に「体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする」として、B&G海洋センターが謳われていて…
教育次長	けど、普通はそう書かんのよ。
教育長職務代理者	なんかねえ、ちょっとおかしい。
教育振興課長	でもそれやったら、もう全部一つ一つ設置条例が必要になってくる。
教育次長	他と違って、B&Gは特殊なので。
教育振興課長	まあけど、社会体育施設ではある、ということよね。
教育次長	条例がそういうことですので、施設廃止の場合はこういう方法になるのかなと。
教育振興課長	もう、こういうやりようしかないという。
浜田委員	やりようしかないやろうな。まあ一部として。

教育次長	そうですね。
浜田委員	どこかの集会所やないけど、数ある集会所の一部、何処の地区の一部という書き方になるんやろうね。
教育長職務代理者	私も法律の専門家じゃないから疎いんですけど、一番上に香美市体育施設条例の一部改正とあって、第2条の香北B & G海洋センターの項を削る、別表を削るって書いてありますから、この作業そのものは条例改正にはならんですかね。
教育振興課長	これは条例改正です。
浜田委員	一部を改正する条例が、議案第3号で上がってきてるわけですよ、議案として。
教育長職務代理者	そうすると意見を求められるんです。承認じゃないですよ。我々は承認権無いですから。ただ、施行規則となってくると、教育委員会の承認になります。だから二本になってるんですよ。理屈としてはもう、委員さん分かってますので。B & G海洋センターは施設廃止になったから、条例として廃止にすることは適切である、という意見しかないんです。したがって、条例が改正されたので、委員会規則も所用の手続きをします、全部削りますということであれば、もう承認になるんです。ただ、手続上はそれをきちんとする、ということなんです。
教育次長	同時並行ではなくて、順番としてまず条例の改正があって、次に規則を改正できると。
教育長職務代理者	そうなんです。
浜田委員	勝手にやったらいかんと、条例が承認されんと。
事務局	タイミング的にちょっと早かったということになるんですかね、次の議案第4号自体が、どうでしょう。
教育長職務代理者	私たちは全然異議は無いんですよ。ただ、きちっとした手続きを踏んでないとまずいと。
浜田委員	こういうことはできんのですか。条例改正が議決されたら承認する、という条件

	付きで。実際、そうなるから。
教育長職務代理人	だから、そういう文言については全く異議が無いんです。手続き上の問題です。
事務局	議案第4号は、議会承認後にこちらへお諮りする、という手続きの流れ？
教育長職務代理人	本来はそうですね。
浜田委員	本来は。だから、今回は条件付きで、議会が承認されたら、教育委員会が承認を すると、この規則を。
教育長職務代理人	どうですか、委員さん方、それで構いませんか？ 改めて提案しなくていいですから、自分達できちっとしておいてください。それ では、そういう形の承認ということによろしくお願いいたします。
浜田委員	これ、学校と合わせたということになってますよね。
事務局	議案第4号で。
浜田委員	今日出てきたので、新旧対照表を十分見てないけども、様式を整えるというのが あって、一つだけ。まあ一緒になってるんです言葉としては、一方は申請の理 由、もう一方学校のほうは文章がちょっと違う、もっと優しい言葉で…
教育長職務代理人	議案第3号と議案第4号と違うんですよね。
浜田委員	議案第5号に学校使用条例施行規則の一部を…
事務局	第4号の規則改正で、施設使用の申請を変えたいというのと、第5号で学校施設 が同じく変えたいというのが混在して…
教育長職務代理人	複雑やねえ。
浜田委員	同じ提案理由になってたかね？
事務局	理由は統一したつもりですけども。第4号はどういたしましょう？ B&G の項目を削除するというのと、もう一つ体育施設について、バレーボールを置く

	とか、物を置くことの承認というのが、二本立てで一つの議案の中に入っております。さらに第5号が、学校施設に同じように物を置きたいという…
浜田委員	第4号で確認です。第1条の「第3条第1項ただし書きを削る。」やけども、ここにもう一つ、第3条中、様式5号を削除するというのが必要じゃないですかね、ただし書きだけじゃなくて。
教育長職務代理者	済みません。私、今、議案第3号をやってますので、整理させてください。第3号は、B&G海洋センターの廃止に伴う条例の改正ですから、承認の意見を付けるということによろしいですね。
	「はい」という声あり
教育長職務代理者	はい、ありがとうございます。 続きまして、議案第4号へ行きたいと思います。
	議案第4号「香美市体育施設条例施行規則及び香美市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	議案第4号の改正ですが、ちょっとややこしくなったんですかね。
浜田委員	要はただし書きの中に、様式第5号と書かれておるので、そこを削ると第5号は勝手に無くなると。
教育長職務代理者	凄く混在してややこしいですけども。
事務局	法制にも相談はしたんですけども、一緒に上げたほうが、という助言がありましたので。
浜田委員	もう一つ細かいことなんですけど、最後の「第9条中「様式第7号」を「様式第6号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改める。」で改行してますよね。同じ第9条の文章で、末尾も「改める」になっているので、「「様式第7号」とし、」と続けたほうがいいんじゃないですかね。 最後のところ、様式第8号を削るってあるんですけど、これは必要なんですか？

事務局	法制に確認したんですけど、こういうやり方だと。元々の第8号が第7号になって、此処が空いたのを削ると解釈したんですけども。
教育長職務代理人	B & G 海洋センターを廃止するのに、併せてもうこの際全部やれと。
事務局	そうですね。
教育長職務代理人	ということですよね。凄い混乱してます。
事務局	この規則の様式自体、施設と設備が混在してたりとか、申請者にとって分かりにくい内容になってたので、それはもう直すべしということで。
教育長職務代理人	まあ、利便性が良くなるということで。
浜田委員	後で出てきますけども、学校の施設との申請書の整合性が取れるので、いいじゃないですか。
事務局	結局同じことをやってますので。
教育長職務代理人	議案第3、4、5号が、全て一本化したような提案になっていますので、非常に複雑なんですけど、第4号について承認をする、ということでよろしいですか。
	「はい」という声あり
教育長職務代理人	ありがとうございました。続いて、議案第5号をお願いします。
	議案第5号「香美市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理人	基本的には変わってないんですよ。様式が違うだけ。だから、学校のほうも統一を図ったということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	「はい」という声あり

教育長職務代理者	承認をいたします。それでは、議案第6号をお願いいたします。  議案第6号「通学区域（校区）外通学について」  （議案第6号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	続きまして、議案第7号をお願いいたします。  議案第7号「通学区域（校区）外通学について」  （議案第7号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	では、議案第8号をお願いいたします。  議案第8号「香美市小学生姉妹都市交流事業補助金交付要綱の制定について」
事務局	（議案説明）
教育長職務代理者	ご意見はありませんか。3年に1回派遣をするわけだから、この要綱も3年で廃止にしないかと。
事務局	というよりは、3年後に事業効果を検証しまして、効果が十分に上がっているということになれば、新しい要綱として制定し直す、という流れになります。
浜田委員	内容の確認なんですけども、結果的にこれ1回しかできないですよ。
事務局	1人1回です。
浜田委員	3年に1回の計画なので。そうすると7、8、9年だから、その間に1回行う。
事務局	で、今年行こうとしてますので。
浜田委員	7年に行ったら10年。今年やったらまだ構わない？ ぎりぎり。6年やから7、8、9年度。
事務局	7、8休んで9年度に行く予定になります。

浜田委員	そしたら、ぎりぎり2回。けど、予算としては今年どうなんですか、付いてるんですか。
事務局	今年は、補正予算を12月議会に。
浜田委員	そしたら、ひよっとしたら2回行けるかもしれない、ということですよ。
事務局	2回と言うのは？
浜田委員	6年と9年と、3年に一回ということですね。
事務局	そうですね。
浜田委員	そういうことですね。規定としては1回じゃない、2回行ける可能性がある。もう一つは、企画財政課が課題としていたのが、大柝小学校だけなのか、ということであったと思います。大柝小学校と美国小学校が、姉妹校締結に向けて動いているわけですが、将来、大柝小学校の子ども達が減ってくるので、例えば片地小学校とか、香長小学校とかも含めて行かせよう、という予定はありますか。
事務局	今年度の交流、派遣の編成に伴って、企画財政課と予算折衝をしている時から、大柝小学校を拠点とするのは有りなんだけど、一定公平性の確保の観点からも、市内全域で公募すべきではないか、という意見がありました。協議を重ねてきた中で、訪問団の規模を10名程度と想定し、半分を交流拠点校ので、残りの5名を公募枠で、学校に投げ掛けるべきじゃないか、という方向で進んでおりました。姉妹校締結がずれ込んできたこともあって、一定予算の目処が付いてから、各学校長に声掛けをさせていただいたんですが、このタイミングで公募、選考、派遣というのは難しいということでした。公募は今回に関しては取りやめさせていただいて、空いた枠については、これまでの経過もあり、大柝小学校4、5、6年生の三学年の訪問団を編成する、ということで今に至っております。次回は、公募を含めた訪問団を編成する、ということになるかと思います。
教育長職務代理者	公募をして、選考するわけですよ。かつては面接もしてやってたんですけど、これがまた、なかなか大変です。実際自分も選考に携わった経験がありますが、なかなか厳しくなります。だから、教育委員会でしっかり検討をして、対応していかないかと思っています。なかなか難しい。

浜田委員	そうですね。企画財政課が言う公平さと、政策的に此処の小学校は優先的に行かすんだと。子どもも少ないから、教育効果をもっと上げる為には、という理由づけで。大柝小学校だけやなくて、姉妹校締結までいなくても、交流がある片地小学校とかも巻き込んで、やったらどうかとは思いますがね。
田村対策監	公募も、香美市内の全学校とは考えてなくて、拠点校が大柝、美国ですけど、残りの積丹町の学校と、あと今おっしゃられたとおり、協力校という形で日常的に、そして対面も含めて交流しましょうということで、対象は片地小と香長小になります。何故、片地小と香長小かというのは、片地小は交流がずっとあったということ、香長小は平山小学校が積丹町との交流の第1号でしたので、そこをしっかりと継続して行こうということ、そして、余り大きく違わない小規模の学校同士の交流というところをトータルで考えて、そのようにさせてもらってます。
教育長職務代理者	美国小学校って、児童数が何人くらい？
田村対策監	今は六十足らずじゃなかったでしょうか。
教育長職務代理者	香長小学校くらいですか。
田村対策監	そうですね、
教育長職務代理者	大柝小学校は、余りにも小規模過ぎるきね。
田村対策監	そうですね。あと一つ課題としましては、3年後となると、大柝小学校はもう子どもの数がかなり厳しくなるので、協力校を中心に交流を深めていく、ということもあるのかなと思っています。
教育長職務代理者	そういった将来的なことも踏まえて、議論をしていただいたんですけど、他の方いかがですか。
西委員	向こうからは毎年来られる？
田村対策監	今のところ毎年と言ってますが、2年に一回とか、あるいは今、6年生だけですけど、5・6年生で来るとか、何か考えていけないといけない、というところまで来ていると。美国が今言ったぐらいの人数ですけど、あとは本当に極小で、休校が確定している学校も1校ありまして、学年が揃ってないですね。

西委員	全部の学年に生徒がない、ということですね。
浜田委員	たしか3校ですよ、積丹町は。
教育長職務代理者	積丹町も、どんどんどんどん人口減になってきてね、町が寂しくなってきた状況ですね。議案第8号のご提案ですが、承認して構いませんか。
	「はい」という声あり
教育長職務代理者	ありがとうございます。承認をいたします。先行きが心配されますのでね。報告第1号をお願いいたします。
	報告第1号「香美市地域学校協働活動推進員の委嘱について」
事務局	(報告説明)
教育長職務代理者	続きまして、報告第2号をお願いいたします。
	報告第2号「香美市少年育成センター運営協議会委員の退任及び委嘱について」
事務局	(報告説明)
教育長職務代理者	報告第3号をお願いいたします。
	報告第3号「一時体験入学について」
	(報告第3号は非公開案件)
教育長職務代理者	以上で、本日の議案は全て終了いたしました。11月の教育委員会定例会を終了いたします。
	(閉会時刻：午前10時19分)